

一般社団法人 ID 認証技術推進協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ID 認証技術推進協会（英文名：Japan ID Connect with Secure Authentication Promotional association 略称：JICSAP）と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、ID 認証技術を普及・定着させ、より高度化した社会システムを築いていくため、会員に必要となる情報の交換を行うとともに、利用技術の普及・啓蒙活動、ビジネスモデル、標準化等の調査・研究・実証実験、諸外国との交流等を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ID 認証技術に関する調査・研究・ビジネスモデル構築・実証実験
2. ID 認証技術を普及、定着させるための普及・啓蒙、コンサルティング、ベンチャーキャピタリング等の各種支援活動
3. ID 認証技術の標準化とそれに関わる認定サービスの提供
4. 国内外の関連団体、関連省庁等との意見交換、業務連携等
5. その他 ID 認証技術の利用促進に関する必要事項

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 当法人の基金（代替基金を含む）の総額は、金 19,100,000円とする。

(基金1口の金額)

第7条 当法人の基金1口の金額は、金50,000円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第8条 基金の拠出者は、拠出後3年間は返還を請求できない。

(基金の返還)

第9条 基金の拠出者は、剰余金処分案が承認された定時総会終了後3ヵ月以内に、基金の返還を請求しなければならない。

2. 理事会は、前項の請求に基づき基金の返還を決定する。

第3章 会 員

(種 別)

第10条 当法人には、理事会で別に定める特別会員及び正会員及び賛助会員及びアソシエイト会員を置く。特別会員及び正会員（以下、両会員を「正会員等」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会 員)

第11条 会員は、当法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た者とする。

2. 会員となる者は、当法人所定の書式による入会届を提出しなければならない。

(経費の負担)

第12条 会員は、当法人に対し運営費、その他の経費を負担し、総会において別に定める会費を納めなければならない。但し理事会によって会費の納付を免除された会員はこの限りではない。

(退会)

第13条 会員が当法人を退会しようとするときは、当法人所定の書式による退会届を提出しなければならない。ただし、会員は2ヵ月以上前に書面で退会の予告をするものとする。

2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 自然人の死亡、後見・補佐・補助の開始及び法人の解散
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理の各手続開始の申立があったとき
- (3) 1年にわたり会費を納付しない場合において、支払督促をなすもその納付をしないとき

(除 名)

第14条 正会員等が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員等の半数以上であつて、総正会員等の議決権の4分の3以上の議決をもって、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により正会員等を除名する場合は、当該正会員等にあらかじめ通知するとと

もに、除名の議決を行う総会において、当該正会員等に弁明の機会を与えなければならない。

3. 賛助会員の除名は、正当な事由があるときに理事の3分の2以上の同意を得て決定する。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第13条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費を返還しない。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての正会員等をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第17条 総会は、毎年6月に定時総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第18条 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集するものとする。

2. 総会を招集するときは、日時及び場所並びに総会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2. 代表理事に事故ある場合は、副代表理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第20条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した正会員等の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第58条の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第21条 特別会員は、各五個の議決権を有する。また正会員は、各一個の議決権を有する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席した理事1名がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第5章 役員等

(員数)

第23条 当法人は、次の役員を置く。

理事 3名以上 10名以内

監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事、2名以上を副代表理事とし、必要に応じて、専務理事、常務理事を若干名選任することができる。
3. 専務理事、常務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第24条 理事は、総会において、正会員等又は賛助会員の役員・従業員から選任する。

2. 代表理事および副代表理事、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
3. 監事は、総会において、正会員等又は賛助会員の役員・従業員から選任する。ただし、必要がある場合は、上記以外の者から選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令又はこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令又はこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 業務執行理事は、法令又はこの定款で定めるところにより、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結時までとし、監事の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時総会終結時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
3. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬)

第27条 理事及び監事の報酬は総会の決議をもって定める。

(顧問)

第28条 当法人には、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 代表理事から諮問された事項において参考意見を述べること。

3. 顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
4. 顧問は無報酬とする。ただし、理事会で承認を得た場合は、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

第6章 理事会・事業運営委員会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類と開催)

第30条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
3. 臨時理事会は、代表理事が必要と認めるとき、または代表理事以外の理事から代表理事に招集の要請があったときに開催する。

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2. 代表理事に事故があるときは、副代表理事が招集する。
3. 理事会を招集するには、会日の3日前までに各理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2. 代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(事業運営委員会)

第36条 理事会の下部組織として事業運営委員会を置く。事業運営委員会は当法人の運営に関する次の事項の検討および推進を行う。

- (1) 当法人の中長期的な運営に関する事項
 - (2) 外部機関等との連携に関する事項
 - (3) その他、当法人の運営に関して理事会から特に命じられた事項
2. 事業運営委員会はその検討内容を理事会に報告しなければならない。
 3. 事業運営委員会は委員長が指名した正会員等に所属する者若干名により構成する。委員長は副代表理事がその任にあたる。
 4. 事業運営委員会は必要により分科会等を設置することができる。
 5. 事業運営委員会は業務の必要により、規程及び内規を制定することができる。規程を制定する場合は理事会で審議し、必要により総会の承認を受けなければならない。

第7章 部会及び委員会

(目的及び構成)

- 第37条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、部会及び委員会を設けることができる。
2. 部会及び委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
 3. 部会及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、基金の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 本会は、第1項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。

第10章 補則

(事務局)

第44条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長は常務理事が務めるものとし、事務局職員は理事会の同意を得て、代表理事が任免する。

(定款の補足)

第45条 当法人は、総会の決議を経て、定款に定められた事項の運用細則ないし事務的事項に関する規約を定めることができる。

2. 理事会は、理事会の決議を経て、当法人の事務執行上に必要な関係を規律する規程を定めることができる。

3. 前2項に定める名称以外の名称により、当法人に関する規定を定めることは、これを認めない。

(附 則)

1 この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

2 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は第42条の第1項の規定にかかわらず、設立者の決めるところとする。

平成15年1月10日	設立登記
平成15年5月28日	定款変更(第7条)
平成15年6月16日	定款変更(第21条)
平成15年8月21日	定款変更(第7条)
平成16年3月16日	定款変更(第7条)
平成16年6月10日	定款変更(第2条及び第11条以降の各条)
平成17年5月26日	定款変更(第4条)
平成21年6月24日	定款変更(第1条及び第5条、第21条、第24条 以降の各条)
平成25年6月19日	定款変更(第3条及び第6条以降の各条)
平成26年6月19日	定款変更(第45条、第46条)
平成27年6月17日	定款変更(第23条、第25条、第45条)
平成28年6月22日	定款変更(第36条及び第37条以降の各条)
平成30年6月13日	定款変更(第1条、第2条、第3条)
令和4年6月16日	定款変更(第22条、第35条)
令和6年6月19日	定款変更(第10条)